

平成 30 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等

令和元年 5 月 29 日
公正取引委員会

第 1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況等

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

(1) 書面調査の実施（第 1 表参照）

資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の親事業者 60,000 名及び当該親事業者と取引のある下請事業者 300,000 名を対象に書面調査を実施した^(注)。

(注) 中小企業庁においても同規模の書面調査を実施している。

第 1 表 書面調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合 計
平成 30 年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等（注 1）	39,175	211,741	250,916
役務委託等（注 2）	20,825	88,259	109,084
平成 29 年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	38,680	208,513	247,193
役務委託等	21,320	91,487	112,807
平成 28 年度	39,150	214,500	253,650
製造委託等	25,696	151,912	177,608
役務委託等	13,454	62,588	76,042

（注 1）製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注 2）役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）（第 1 関係）

企業取引課 電話 03-3581-3373（直通）（第 2 関係）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（下請法に係る相談・申告等 <https://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>）

また、下請事業者を対象とした書面調査の調査票には、①情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること、②定期的な書面調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること及び③下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を調査票に記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供することが特別なことではないことを理解してもらい、回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

下請法違反被疑事実を申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないように、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を下請事業者向けの書面調査や下請事業者向けのパンフレットの配布等を通じ周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している。

また、公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している(詳細については、後記2(5)(15頁)参照。)

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

ア 新規着手状況(第2表参照)

新規に着手した下請法違反被疑事件は7,898件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが7,757件、下請事業者等からの申告によるものが141件である。

イ 処理状況(第2表参照)

下請法違反被疑事件の処理件数は8,099件であり、このうち、7,717件について、下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導(違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。)の措置を講じている。これは、昭和31年の下請法施行以降、過去最多となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

	新規着手件数(注)				処 理 件 数				
	書面調査	申 告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措 置			不 問	計
					勧 告	指 導	小 計		
平成 30 年度	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
平成 29 年度	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
平成 28 年度	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(7) 勧告（第1図参照）

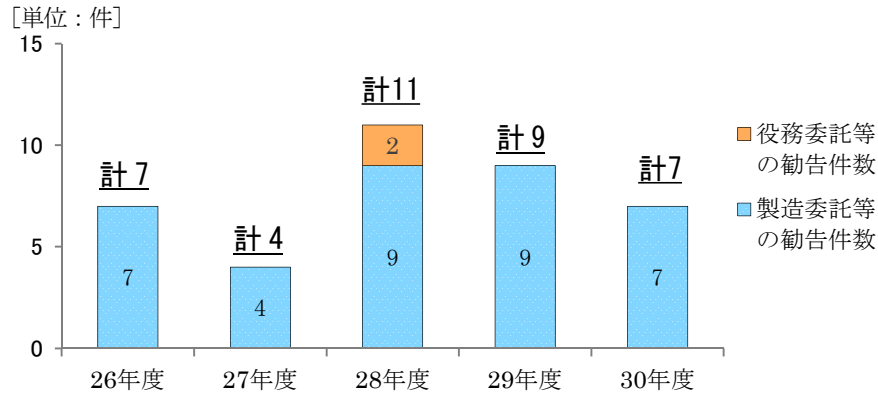
勧告件数は7件であり、いずれも製造委託等に係るものであった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり（平成26年度以降の勧告事件については、参考資料1を参照。）、勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が6件、返品が1件、不当な経済上の利益の提供要請が1件となっている^(注)。

減額については、「協賛割戻金」、「決算協力金」、「仕入値引」、「歩引き」等の名目で自社の利益確保のために金銭を徴収する行為が多くみられた（5件）ほか、手形に代えて現金で支払うことを理由に下請代金の一定率を減ずる行為、実費を超える振込手数料を差し引く行為もそれぞれ複数（3件ずつ）みられた。実費を超える振込手数料を差し引く行為は、いずれも、インターネットバンキングを利用しているにもかかわらず、より高額な金融機関の店舗窓口において適用される振込手数料を差し引いていたものであり、1,368名という多数の下請事業者が対象となっていたものもあった。返品については、受領後6か月を経過した商品を引き取らせた行為が問題となった。不当な経済上の利益の提供要請については、商品サンプルを無償で提供させていた行為が問題となったが、このような行為は平成16年度以降に公表された勧告事件の中で初めてみられたものである。

(注) 1件の勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるので、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

第1図 勧告件数の推移



(注1) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

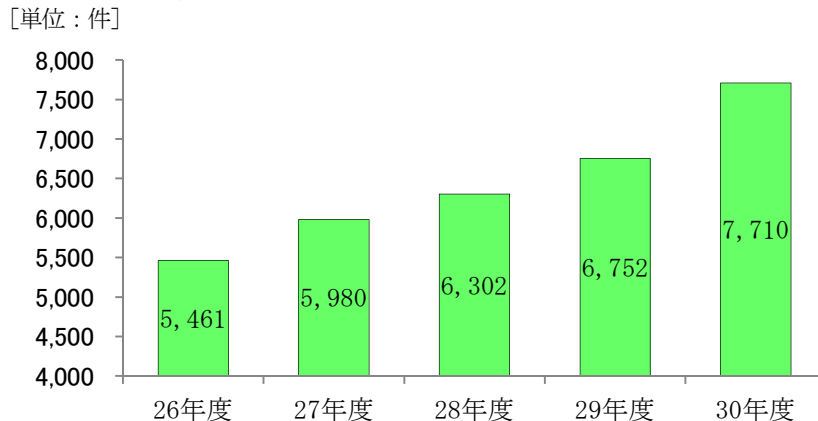
(注2) このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある（後記(5)（15 頁）参照）。

(イ) 指導（第2図参照）

指導件数は7,710件であり、これは、昭和31年の下請法施行以降、過去最多となっている。指導件数7,710件のうち5,250件が製造委託等に係るもの、2,460件が役務委託等に係るものであった。

なお、指導を行った事件のうち働き方改革に関連する下請法違反実例については別紙2のとおりである。

第2図 指導件数の推移



ウ 地区ごとの措置件数（別紙3参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）7,717件の地区ごとの内訳は別紙3のとおりである。

地区ごとの措置件数をみると、①関東甲信越地区が最も多く（3,858件、50.0%）、②近畿地区（1,389件、18.0%）、③中部地区（789件、10.2%）がこれに続いている。また、地区ごとの措置件数を平成29年度と比べると、全ての地区において増加している。

(2) 措置件数の業種別内訳

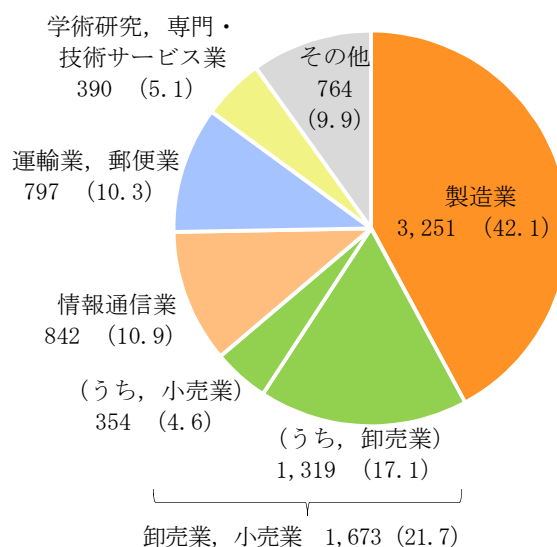
ア 全体の状況（第3図、第3表参照）

下請法違反事件に係る措置件数は7,717件であり、平成29年度に比べて956件増加した。措置件数を業種別にみると、①製造業が最も多く(3,251件, 42.1%)、②卸売業、小売業(1,673件, 21.7%)、③情報通信業(842件, 10.9%)、④運輸業、郵便業(797件, 10.3%)がこれに続いている。

これら4業種の措置件数を平成29年度と比べると、いずれも増加している（それぞれ①345件増、②228件増、③249件増、④311件増）。これら4業種は平成29年度においても措置件数の多い上位4業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第3図 措置件数（7,717件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：件，（％）]



(注) () 内の数値は措置件数全体に占める比率である。

第3表 措置件数（7,717件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

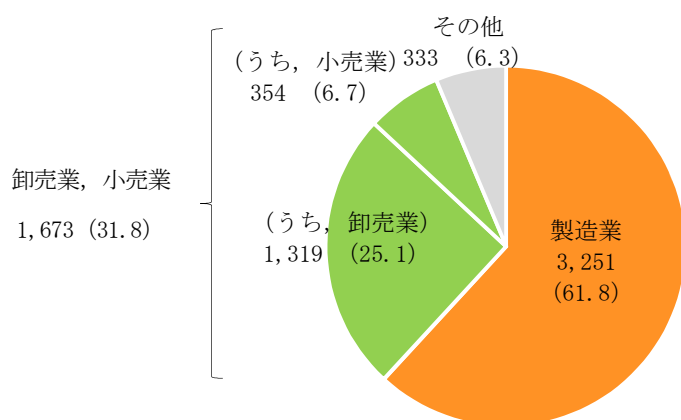
[単位：件，（％）]

	製造業	卸売業、小売業			情報通信業	運輸業、郵便業	学術研究、専門・技術サービス業	その他	合計
		卸売業	小売業	小計					
平成30年度	3,251 (42.1)	1,319 (17.1)	354 (4.6)	1,673 (21.7)	842 (10.9)	797 (10.3)	390 (5.1)	764 (9.9)	7,717 (100)

イ 製造委託等の状況（第4図、第4表参照）

第4図 製造委託等に係る措置件数（5,257件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

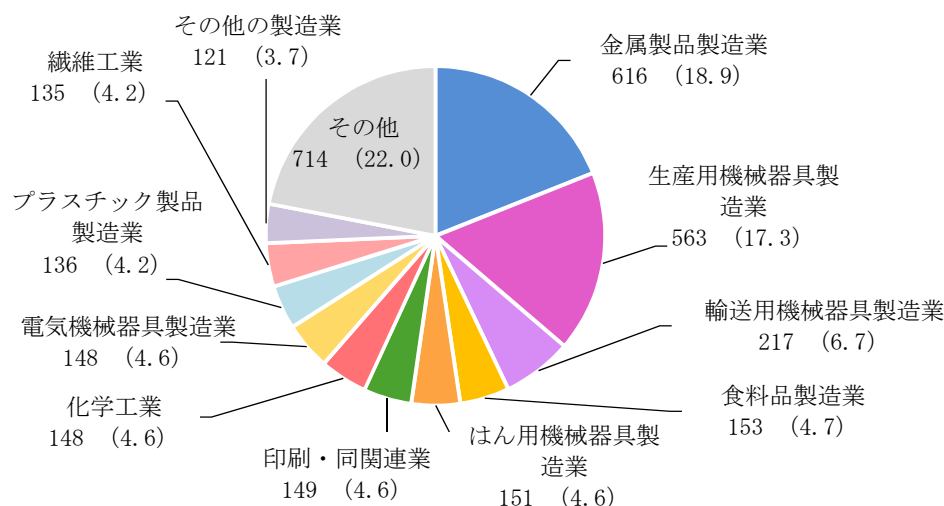
第4表 製造委託等に係る措置件数（5,257件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：件，（％）]

	製造業	卸売業, 小売業			その他	合計
		卸売業	小売業	小計		
平成30年度	3,251 (61.8)	1,319 (25.1)	354 (6.7)	1,673 (31.8)	333 (6.3)	5,257 (100)

第4-1図 製造業に対する措置件数（3,251件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

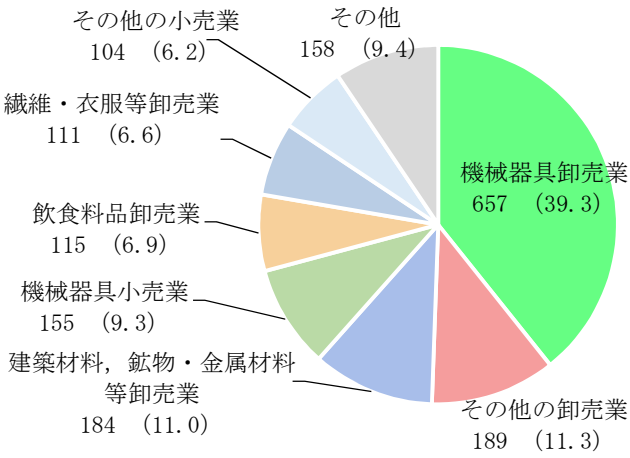
第4-1表 製造業に対する措置件数（3,251件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]

	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	食料品製造業	はん用機械器具製造業	印刷・同関連業	化学工業	電気機械器具製造業	プラスチック製品製造業	繊維工業	その他の製造業	その他	合計
平成30年度	616 (18.9)	563 (17.3)	217 (6.7)	153 (4.7)	151 (4.6)	149 (4.6)	148 (4.6)	148 (4.6)	136 (4.2)	135 (4.2)	121 (3.7)	714 (22.0)	3,251 (100)

第4－2図 卸売業、小売業に対する措置件数（1,673件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

第4－2表 卸売業、小売業に対する措置件数（1,673件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

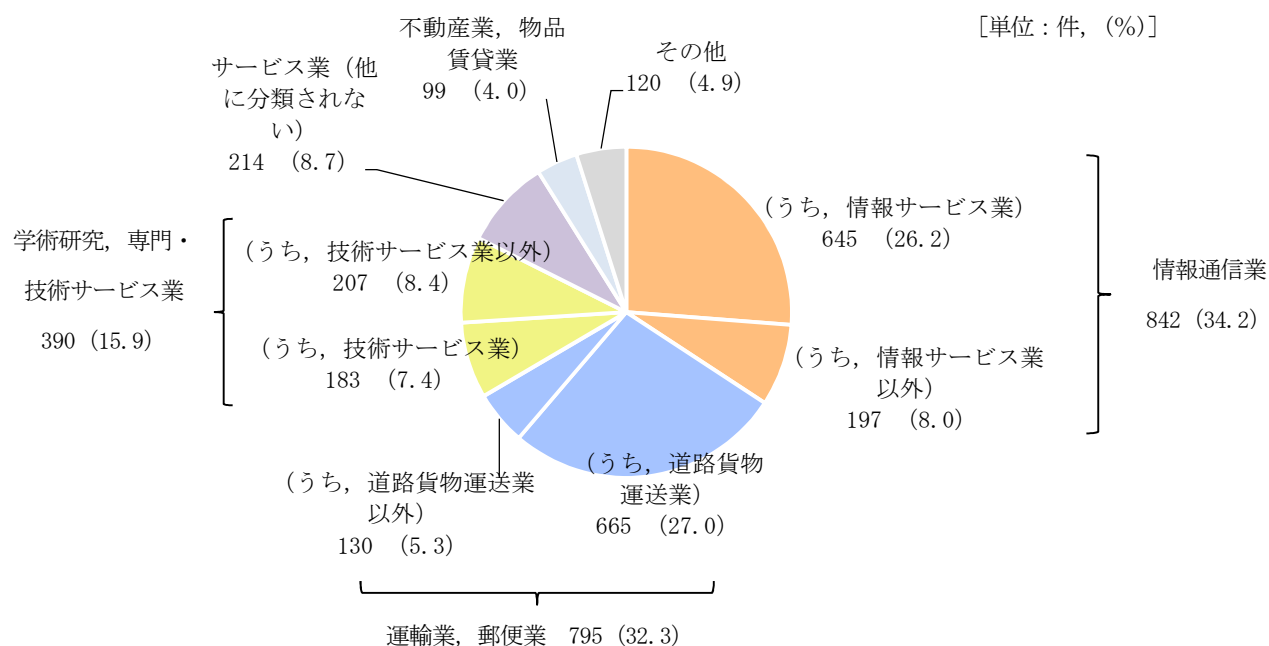
[単位：件，（％）]

	機械器具卸売業	その他の卸売業	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	機械器具小売業	飲食料品卸売業	繊維・衣類等卸売業	その他の小売業	その他	合計
平成30年度	657 (39.3)	189 (11.3)	184 (11.0)	155 (9.3)	115 (6.9)	111 (6.6)	104 (6.2)	158 (9.4)	1,673 (100)

ウ 役務委託等の状況（第5図、第5表参照）

第5図 役務委託等に係る措置件数（2,460件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

第5表 役務委託等に係る措置件数（2,460件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]

	情報通信業			運輸業、郵便業			学術研究、 専門・技術サービス業			サービス業 （他に分類 されない）	不動産業、 物品賃貸業	その他	合計
	情報 サービス業	情報 サービス業 以外	小計	道路貨物 運送業	道路貨物 運送業 以外	小計	技術 サービス業	技術 サービス業 以外	小計				
平成30年度	645 (26.2)	197 (8.0)	842 (34.2)	665 (27.0)	130 (5.3)	795 (32.3)	183 (7.4)	207 (8.4)	390 (15.9)	214 (8.7)	99 (4.0)	120 (4.9)	2,460 (100)

(3) 下請法違反行為の類型別件数等（第6表参照）

ア 全体の状況（第6図参照）

- (7) 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると全体で 13,561 件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が 6,742 件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が 6,819 件となっている。手続規定違反は平成 29 年度の 5,971 件から 771 件増加、実体規定違反は平成 29 年度の 5,778 件から 1,041 件増加している。
- (4) 実体規定違反件数 6,819 件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延は平成 29 年度の 3,129 件から 3,371 件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の 49.4%）に 242 件増加、②買ったときは平成 29 年度の 1,179 件から 1,487 件（同 21.8%）に 308 件増加、③下請代金の減額は平成 29 年度の 611 件から 834 件（同 12.2%）に 223 件増加しており、これら 3 つの行為類型で全体の 8 割以上を占めている。

第6表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，（％）]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成30年度	5,964 (88.5)	778 (11.5)	6,742 (100.0)	46 (0.7)	3,371 (49.4)	834 (12.2)	19 (0.3)	1,487 (21.8)	90 (1.3)	113 (1.7)	374 (5.5)	348 (5.1)	132 (1.9)	5 (0.1)	6,819 (100)	13,561
製造委託等	4,183 (88.9)	520 (11.1)	4,703 (100.0)	36 (0.7)	2,051 (42.2)	642 (13.2)	14 (0.3)	1,195 (24.6)	61 (1.3)	110 (2.3)	356 (7.3)	291 (6.0)	96 (2.0)	3 (0.1)	4,855 (100)	9,558
役務委託等	1,781 (87.3)	258 (12.7)	2,039 (100.0)	10 (0.5)	1,320 (67.2)	192 (9.8)	5 (0.3)	292 (14.9)	29 (1.5)	3 (0.2)	18 (0.9)	57 (2.9)	36 (1.8)	2 (0.1)	1,964 (100)	4,003
平成29年度	5,322 (89.1)	649 (10.9)	5,971 (100.0)	23 (0.4)	3,129 (54.2)	611 (10.6)	20 (0.3)	1,179 (20.4)	94 (1.6)	92 (1.6)	324 (5.6)	261 (4.5)	45 (0.8)	0 (0)	5,778 (100)	11,749
製造委託等	3,826 (89.5)	448 (10.5)	4,274 (100.0)	19 (0.5)	1,988 (48.2)	461 (11.2)	19 (0.5)	932 (22.6)	62 (1.5)	89 (2.2)	311 (7.5)	212 (5.1)	29 (0.7)	0 (0)	4,122 (100)	8,396
役務委託等	1,496 (88.2)	201 (11.8)	1,697 (100.0)	4 (0.2)	1,141 (68.9)	150 (9.1)	1 (0.1)	247 (14.9)	32 (1.9)	3 (0.2)	13 (0.8)	49 (3.0)	16 (1.0)	0 (0)	1,656 (100)	3,353
平成28年度	4,806 (88.4)	629 (11.6)	5,435 (100.0)	34 (0.6)	3,375 (58.0)	489 (8.4)	15 (0.3)	1,143 (19.7)	78 (1.3)	59 (1.0)	365 (6.3)	208 (3.6)	49 (0.8)	0 (0)	5,815 (100)	11,250
製造委託等	3,555 (88.6)	457 (11.4)	4,012 (100.0)	30 (0.7)	2,184 (52.3)	393 (9.4)	14 (0.3)	901 (21.6)	46 (1.1)	58 (1.4)	347 (8.3)	168 (4.0)	34 (0.8)	0 (0)	4,175 (100)	8,187
役務委託等	1,251 (87.9)	172 (12.1)	1,423 (100.0)	4 (0.2)	1,191 (72.6)	96 (5.9)	1 (0.1)	242 (14.8)	32 (2.0)	1 (0.1)	18 (1.1)	40 (2.4)	15 (0.9)	0 (0)	1,640 (100)	3,063

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

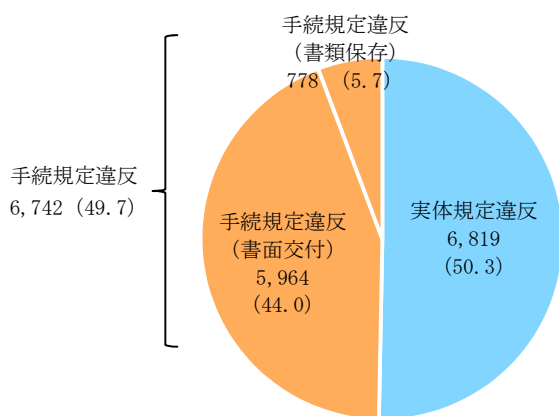
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) () 内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

第6-1図

類型別件数（13,561件）の内訳

[単位：件，（％）]

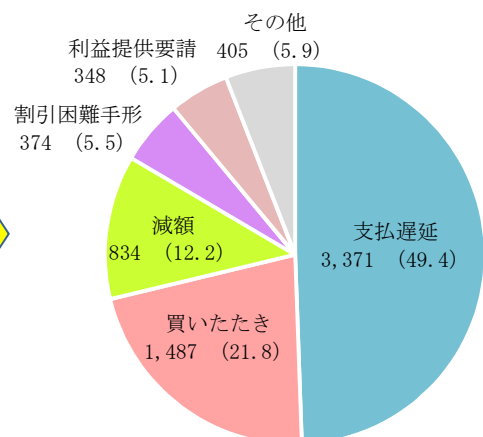


(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

第6-2図

実体規定違反件数（6,819件）の行為類型別内訳

[単位：件，（％）]

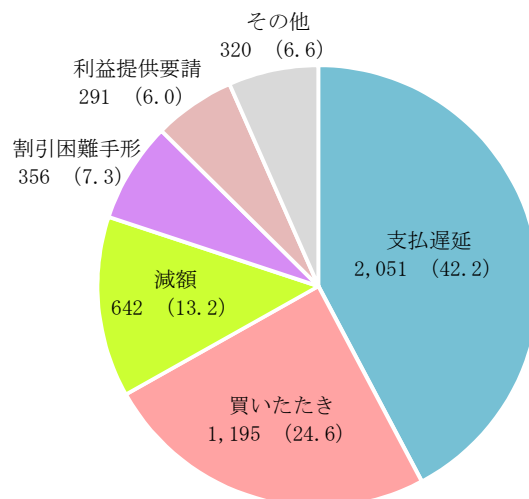


(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第7図参照）

第7図 製造委託等に係る実体規定違反件数（4,855件）の行為類型別内訳

[単位：件，（％）]

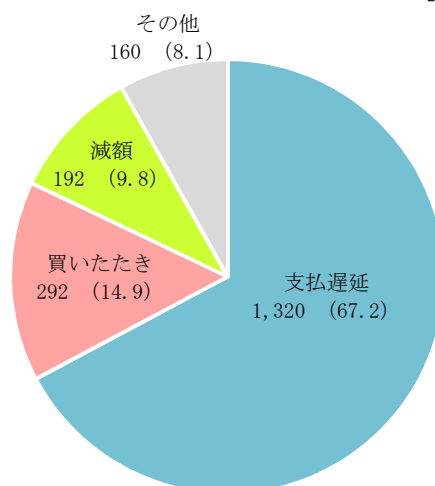


（注）（ ）内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第8図参照）

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（1,964件）の行為類型別内訳

[単位：件，（％）]

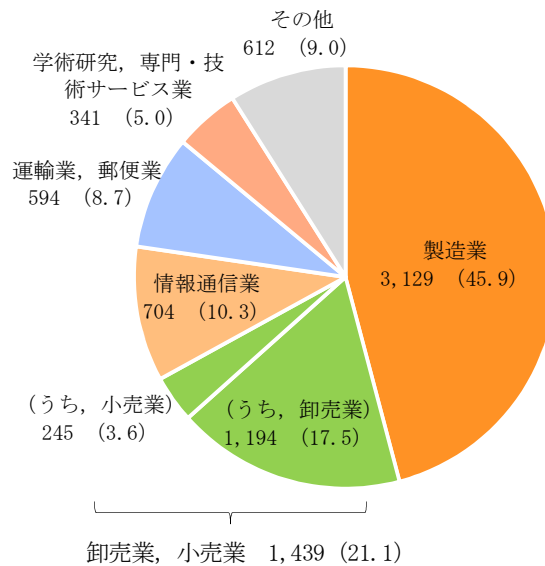


（注）（ ）内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

エ 実体規定違反件数の業種別内訳（第9図参照）

第9-1図 実体規定違反件数（6,819件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

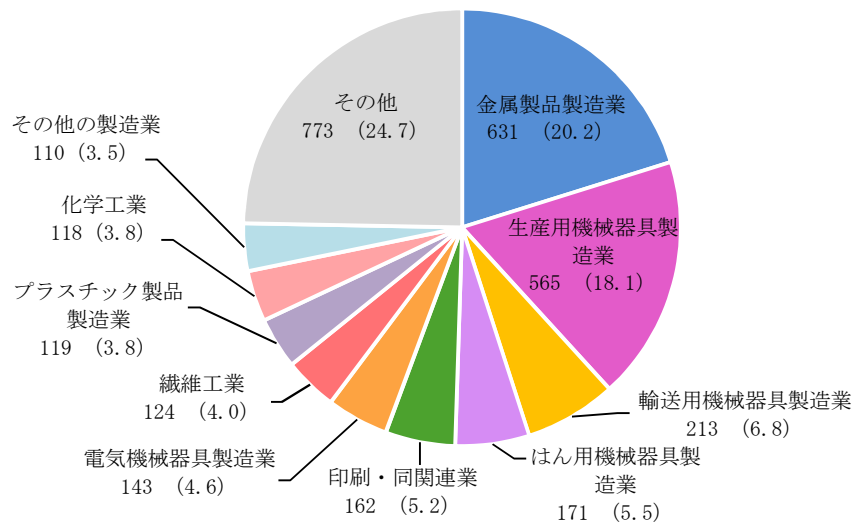
[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第9-2図 製造業に係る実体規定違反件数（3,129件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は製造業に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第7表、第10図及び第11図参照）

平成30年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者321名から、下請事業者10,172名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6億7068万円相当の原状回復が行われた。

第7表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

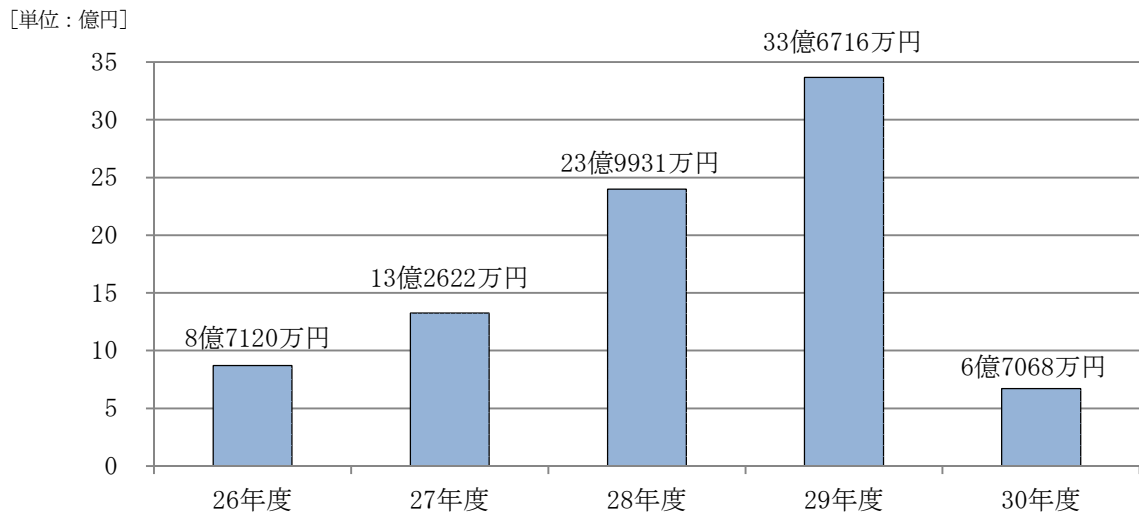
違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数（注2）	返還等を受けた 下請事業者数（注2）	返還等の金額（注1） （原状回復額）
支払遅延	平成30年度	165名	4,901名	4億2288万円
	平成29年度	138名	3,015名	1億9675万円
	平成28年度	144名	2,076名	6958万円
減額	平成30年度	120名	4,593名	1億8367万円
	平成29年度	140名	7,659名	16億7800万円
	平成28年度	131名	4,060名	18億4452万円
有償支給原材料等の 対価の早期決済	平成30年度	9名	95名	2088万円
	平成29年度	4名	19名	168万円
	平成28年度	5名	24名	58万円
返品	平成30年度	7名	59名	1911万円
	平成29年度	11名	107名	360万円
	平成28年度	2名	17名	3億3957万円
不当な経済上の 利益の提供要請	平成30年度	7名	346名	1750万円
	平成29年度	8名	47名	633万円
	平成28年度	8名	98名	2190万円
買いたたき	平成30年度	3名	14名	244万円
	平成29年度	1名	1名	289万円
	平成28年度	1名	10名	8411万円
購入等強制	平成30年度	5名	152名	225万円
	平成29年度	2名	10名	6万円
	平成28年度	7名	221名	2359万円
受領拒否	平成30年度	1名	1名	162万円
	平成29年度	3名	162名	14億7624万円
	平成28年度	—	—	—
やり直し等	平成30年度	2名	3名	24万円
	平成29年度	—	—	—
	平成28年度	3名	3名	1498万円
割引困難な 手形の交付	平成30年度	2名	8名	5万円
	平成29年度	1名	5名	158万円
	平成28年度	1名	5名	44万円
合計	平成30年度	321名	10,172名	6億7068万円
	平成29年度	308名	11,025名	33億6716万円
	平成28年度	302名	6,514名	23億9931万円

（注1）違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

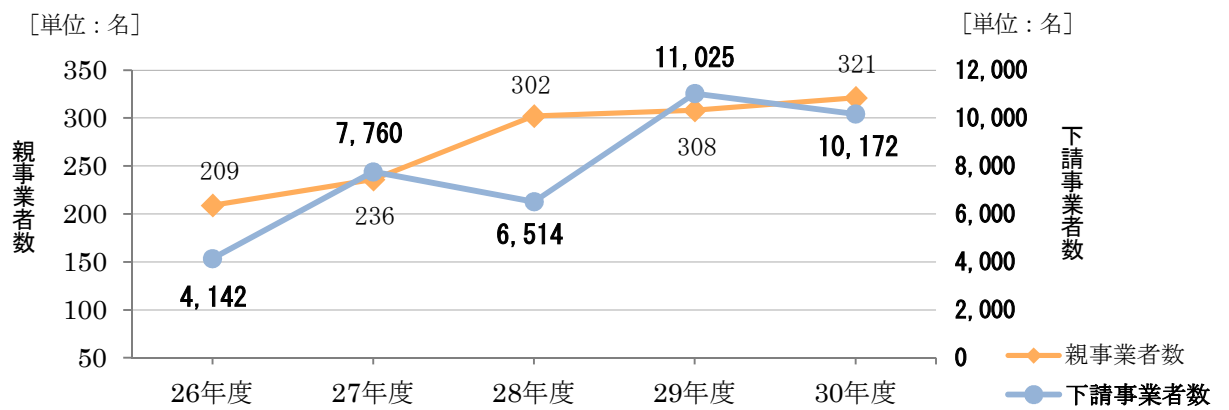
（注2）親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

（注3）該当がない場合を「—」で示した。

第10図 原状回復額の推移



第11図 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移



(5) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案（第8表参照）

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表^(注1)）。

平成30年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は73件であり、同年度に処理した自発的な申出は71件であった。また、平成30年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者804名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1億843万円相当の原状回復が行われた^(注2)。

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで24件である（平成20年度2件、平成24年度3件、平成25年度1件、平成26年度1件、平成27年度2件、平成28年度10件、平成29年度5件、平成30年度0件）。

（注1） https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

（注2） 前記(4)（13頁）記載の金額に含まれている。

第8表 自発的な申出の件数

[単位：件]

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
47	52	61	47	73

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。平成30年度の状況は次のとおりである。

1 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/180921.html>

(1) 下請取引適正化推進講習会

平成30年度においては、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県32会場）で実施した。

この講習会においては、公正取引委員会と中小企業庁が共通の講習会テキスト（下請取引適正化推進講習会テキスト）を用いている。

（参考）平成30年度下請取引適正化推進講習会テキスト

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/H30textbook.pdf

(2) キャンペーン標語の一般公募

平成30年度においては、下請取引適正化推進月間を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「見直そう 働き方と 適正価格」を特選作品として選定した。

https://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/180921_files/30fy_poster.pdf

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

平成30年度においては、親事業者約210,000名及び関係事業者団体約1,000団体に対し、11月27日に要請を行った。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/nov/181127.html>

2 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成30年度においては、58回の講習会を実施した。

(2) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや事例研究を中心とした応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした「応用講習会」を実施している。

平成 30 年度においては、12 回（うち 3 回は卸・小売事業者向け。）の講習会を実施した。

(3) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成 30 年度においては、荷主・物流事業者向けに 10 回、大規模小売業者向けに 7 回の講習会を実施した。

3 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 30 年度においては、9,112 件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 30 年度においては、27 か所で実施した。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約 2,300 か所）を活用し、相談を受け付けている。

平成 30 年度においては、全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ 27 回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1 分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成30年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成30年度においては、5月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要は別紙4のとおりである。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成30年度においては、事業者団体等へ54回講師を派遣した。

6 取引実態調査等

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

平成30年度においては、製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査を開始した。また、平成29年度に引き続き、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査を実施した。さらに、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房副長官（参））での議論を踏まえ、警備業務の取引に関する実態調査を実施したほか、金型に係る取引の実態調査を開始した。

(1) 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査

公正取引委員会は、製造業者30,000名を対象として、10月26日に調査票を発送し、製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査を開始した。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成30年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主30,000名及び物流事業者40,000名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた571名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成31年3月）。

当該571名の荷主のうち、業種について回答のあった566名を業種別にみる

と、製造業が最も多く（272 名，48.1%），卸売業（111 名，19.6%），建設業（53 名，9.4%）がこれに続いている。また，問題となるおそれがある行為 638 件を類型別にみると，代金の支払遅延が最も多く（222 件，34.8%），代金の減額（131 件，20.5%），発注内容の変更（126 件，19.7%）がこれに続いている（別紙 5 参照）。

(3) 警備業務の取引に関する実態調査

公正取引委員会は，「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房副長官（参））に参画し，その議論も踏まえつつ，中小企業等の取引条件の改善等に向け，下請法等の積極的な運用を進めているところである。

平成 30 年度においては，当該会議での議論を踏まえ，警備業務に係る事業者間の取引状況を把握するため，警備業者 1,000 名を対象とする実態調査を実施した。

当該調査の結果，取引額上位 3 名との取引において優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を受けたことがあると回答した警備業者は，回答者全体の 11%であった。行為類型別の状況をみると，「不当な給付内容の変更」が最も多く，次いで「不当な経済上の利益の提供要請」が多かった。また，問題となり得る行為をした取引先の業態別の状況をみると，約 70%が建設業者であった（別紙 6 参照）。

調査結果を踏まえ，違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から，建設業者の関係事業者団体に対して，本調査結果を示すとともに，業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。

(4) 金型に係る取引の実態調査

公正取引委員会は，「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房副長官（参））での議論を踏まえ，金型に係る業界の取引慣行の実態を把握するため，中小企業庁と共同で，事業者約 30,000 名を対象として，12 月 26 日に調査票を発送し，金型に係る取引の実態調査を開始した。

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても，下請法の理解に役立つよう，講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

（公正取引委員会ウェブサイト）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

（YouTube 公正取引委員会チャンネル）

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

～下請法関係のパフレットは下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

平成 30 年度における勧告事件

① マル厨工業(株)に対する件（平成 30 年 4 月 26 日）	
親事業者	マル厨工業(株)（本社東京都）
事業内容	業務用厨房機器の製造業
下請取引の内容	業務用厨房機器の部品等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 ア 「事務手数料及び金利」^{（注1）}を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 11 月～平成 29 年 12 月）。 イ 「協賛割戻金」^{（注2）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 11 月～平成 29 年 12 月）。 ウ 前記アの「事務手数料及び金利」を(株)マルゼン（マル厨工業(株)は、(株)マルゼンが全額出資する同社の子会社）の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせることにより、下請代金の額を減じていた。 エ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、下請代金の額から(株)マルゼンが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 11 月～平成 30 年 2 月）。
減額金額	下請事業者 20 名に対し、総額 1680 万 6142 円

（注 1）下請代金の支払方法について、手形払から現金払に変更したことに伴い徴収した金銭のこと。

（注 2）自社の利益確保のために徴収した金銭のこと。

② 小野建(株)に対する件（平成 30 年 6 月 15 日）	
親事業者	小野建(株)（本社福岡県）
事業内容	鋼材及び建材の卸売業等
下請取引の内容	鋼材及び建材の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 ア 「割引利息」^{（注）}を下請代金の額から差し引いていた。 イ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 （平成 27 年 8 月～平成 29 年 5 月）
減額金額	下請事業者 1,368 名に対し、総額 3641 万 4345 円

（注）下請代金の支払方法について、手形払から現金払に変更等したことに伴い徴収した金銭のこと。

③ 全日本食品(株)に対する件（平成 30 年 8 月 29 日）	
親事業者	全日本食品(株)（本社東京都）
事業内容	食料品等の卸売業等
下請取引の内容	食料品、チラシ等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 ア 「年契基本」^{（注 1）}を支払わせることにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 5 月～平成 29 年 9 月）。 イ 「発注オンライン料」^{（注 2）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 5 月～平成 29 年 11 月）。 ウ 「基本（商品）」^{（注 1）}を支払わせることにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 5 月～同年 12 月）。 エ 「販促 スポット条件」^{（注 3）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 6 月～同年 11 月）。 オ 「決算協力金」^{（注 4）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 8 月～平成 29 年 4 月）。 カ 「販売奨励金」^{（注 4）}を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 8 月～平成 29 年 4 月）。 キ 「厳選 POP 代」^{（注 3）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月）。 ク 「西四国業務用惣菜リベート」^{（注 1）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 5 月～平成 29 年 7 月）。 ケ 「西四国アイスリベート」^{（注 1）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 5 月～平成 29 年 7 月）。 コ 前記アの「年契基本」、前記ウの「基本（商品）」又は前記カの「販売奨励金」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせていた。
減額金額	下請事業者 21 名に対し、総額 1290 万 2475 円 【勧告前に返還済み】

（注 1）「年契基本」等 自社の利益確保のために徴収した金銭のこと。

（注 2）「発注オンライン料」 発注に係るオンラインシステムの利用料として徴収した金銭のこと。

（注 3）「販促 スポット条件」等 自社商品の販売促進のために徴収した金銭のこと。

（注 4）「決算協力金」等 自社の決算対策等のために徴収した金銭のこと。

④ 磯川産業(株)に対する件（平成 30 年 10 月 17 日）	
親事業者	磯川産業(株)（本社東京都）
事業内容	住宅内装金物、家具金物等の製造業
下請取引の内容	住宅内装金物等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 ア 「金利相当額」^{（注 1）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 29 年 5 月～平成 30 年 5 月）。 イ 「仕入値引」^{（注 2）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 29 年 5 月～平成 30 年 5 月）。 ウ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 29 年 5 月～平成 30 年 4 月）。
減額金額	下請事業者 33 名に対し、総額 1113 万 1440 円 【勧告前に返還済み】

（注 1）下請代金の支払方法について、手形払から現金払に変更したことに伴い徴収した金銭のこと。

（注 2）自社の利益確保のために徴収した金銭のこと。

⑤ (株)サンリオに対する件（平成 30 年 12 月 12 日）	
親事業者	(株)サンリオ（本社東京都）
事業内容	キャラクター商品の企画、製造販売業等
下請取引の内容	キャラクター商品の製造
違反行為の概要 （期間）	①【返品（第 4 条第 1 項第 4 号）】 下請事業者から商品を受領した後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、受領後 6 か月を経過した商品を引き取らせていた（平成 28 年 6 月～平成 29 年 11 月）。^{（注）} ②【不当な経済上の利益の提供要請（第 4 条第 2 項第 3 号）】 納品する商品と同一の商品をサンプルとして無償で提供させていた（平成 28 年 7 月～平成 30 年 8 月）。
①返品金額	①返品 下請事業者 14 名に対し、1067 万 5727 円及び 4317.10 ドル（違反行為時点のレートで円換算すると 50 万 2434 円） 【勧告前に支払済み】
②利益提供金額	②不当な経済上の利益提供要請 下請事業者 175 名に対し、574 万 3335 円及び 9970.08 ドル（違反行為時点のレートで円換算すると 118 万 3435 円） 【勧告前に支払済み】

（注）（1）商品に変色等が発見されたため、（2）一部の商品に不具合があったことなどから在庫商品全てを検品させるため、それぞれ返品を行ったが、いずれも受領後返品までに 6 か月を経過していた。受領後 6 か月経過後は、商品に瑕疵を発見した場合であっても返品は認められない。

⑥ アイア(株)に対する件（平成 31 年 1 月 23 日）	
親事業者	アイア(株)（本社東京都）
事業内容	婦人服等の製造販売業
下請取引の内容	婦人服及び婦人服飾品雑貨等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「縫製会費」等 ^{（注）} 及び「歩引き」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 29 年 5 月～平成 30 年 5 月）。
減額金額	下請事業者 53 名に対し、総額 1057 万 3048 円 【勧告前に返還済み】

（注）活動実態のない「縫製会」等の会費として徴収した金銭のこと。

⑦ (株)柿安本店に対する件（平成 31 年 2 月 21 日）	
親事業者	(株)柿安本店（本社三重県）
事業内容	畜肉加工品、弁当、調味料等の製造販売業等
下請取引の内容	畜肉加工品、畜肉加工品の附属品である包装用品、弁当の原材料たる畜肉等及び調味料の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「販売協力金」 ^{（注）} を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 29 年 5 月～平成 30 年 4 月）。
減額金額	下請事業者 5 名に対し、総額 1515 万 8869 円 【勧告前に返還済み】

（注）自社の利益確保のために徴収した金銭のこと。

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

平成 30 年度における働き方改革に関連する下請法違反実例

A 社

船体ブロックの製造又は船体塗装を下請事業者に委託している A 社（本社高知県）は、自社の予算が決まっていることなどを理由に、下請事業者から見積書を提出させることなく一方的に単価を定め、また、下請事業者に必要な作業時間についても下請事業者と十分に協議せず、下請事業者の能力に対して短い納期での発注を行った。その結果、納期に間に合わせるために、下請事業者は休日勤務や残業を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加した。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

B 社

板ガラスや鏡の切断・研磨等を下請事業者に委託している B 社（本社東京都）は、自社の取引先から納期の短縮を求められた場合などに、下請事業者と十分に協議せず、当初発注した際の単価を見直さないまま、下請事業者の納期を短縮していた。その結果、下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、B 社は通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

C 社

アスファルト合材の製造、アスファルト等の破碎作業等を下請事業者に委託している C 社（本社東京都）は、下請事業者の人件費を勝手に設定した上で単価を算出するなどして条件を決め、下請事業者が作業内容、単価等の条件の見直しを申し入れているにもかかわらず、決めた条件でできないのであれば今後は発注しないことを示唆して下請事業者に条件を承諾させるなど、下請事業者と十分に協議をせずに発注していた。その結果、下請事業者は自社のコスト構造に照らすと困難な条件で委託を受けざるを得なかった。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者が業務効率化により労働時間及び人件費を節減しても、その分の下請代金を減らすよう求められるとの懸念を生じさせ、下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

D社

パンフレット等の印刷・製本を下請事業者に委託しているD社（本社香川県）は、自社の取引先から印刷に必要なデータの入稿が遅れたことを理由に、下請事業者と十分に協議せず、通常よりも短い納期を設定したにもかかわらず、従来の単価を見直さないまま発注していた。その結果、下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加することとなった。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

E社

アニメーションの原画の作成を下請事業者に委託しているE社（本社東京都）は、当初の見積りより作業量を増加して発注した場合に、当初の見積りのまま単価を据え置き、また、納期を見直していなかった。その結果、下請事業者は深夜残業等による対応を余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加した。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

F社

カーテン、ブラインド及びウェア類の加工を下請事業者に委託しているF社（本社秋田県）は、自社の取引先から納期の短縮を求められた場合に、下請事業者と十分に協議せず、当初発注した際の単価を見直さないまま、下請事業者の納期を短縮していた。その結果、下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加した。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

措置件数（7,717件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

平成30年度			平成29年度
地区	都道府県	件数	件数
北海道地区	北海道	246	205
東北地区	青森県	38	40
	岩手県	50	43
	宮城県	95	81
	秋田県	49	34
	山形県	65	63
	福島県	68	74
東北地区計		365	335
関東甲信越地区	茨城県	90	96
	栃木県	89	78
	群馬県	119	87
	埼玉県	284	248
	千葉県	143	117
	東京都	2,371	1,992
	神奈川県	422	390
	新潟県	156	131
	山梨県	32	38
	長野県	152	157
関東甲信越地区計		3,858	3,334
中部地区	富山県	67	60
	石川県	68	67
	岐阜県	80	77
	静岡県	160	145
	愛知県	354	310
	三重県	60	39
中部地区計		789	698

平成30年度			平成29年度
地区	都道府県	件数	件数
近畿地区	福井県	48	65
	滋賀県	76	62
	京都府	170	148
	大阪府	779	719
	兵庫県	244	235
	奈良県	38	26
	和歌山県	34	27
近畿地区計		1,389	1,282
中国地区	鳥取県	28	24
	島根県	29	35
	岡山県	116	88
	広島県	178	179
	山口県	59	48
中国地区計		410	374
四国地区	徳島県	27	25
	香川県	61	41
	愛媛県	57	45
	高知県	29	18
四国地区計		174	129
九州地区	福岡県	220	195
	佐賀県	19	28
	長崎県	43	30
	熊本県	51	5
	大分県	30	32
	宮崎県	32	37
	鹿児島県	45	33
九州地区計		440	360
沖縄地区	沖縄県	46	44
全国計		7,717	6,761

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等をめぐる最近の状況等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

1 下請取引等をめぐる最近の状況

(最近の業績や地域経済の動向)

- 自動車業界は引き続き好調であるが、自動車のエネルギー源がガソリンから他へ転換していくと考えられるところ、どのエネルギー源が主力になるか分からないため、自動車メーカーは、積極的な新型車の開発に踏み出せていない。(製造業)
- 高齢化及び事業承継の難しさから同業者の廃業が増えているが、その分の仕事が回ってくるため新規の仕事が増えている。(運輸業、卸売業)
- 消費税率引上げ後、小売業者が増税分を販売価格へ転嫁しなかった場合、そのしわ寄せがあるのではないかと懸念している。(製造業)

(諸費用の水準及び労働力不足への状況)

- 地方のソフトウェア会社は、東京の同業者からの技術者引き抜きに対抗して人件費を引き上げざるを得なくなっている。地方では慢性的に労働力が不足しており、事業者レベルでの対応では解決できなくなっている。(製造業、情報通信業)
- 不況や海外製品との価格競争の影響で国内の生産設備を閉鎖したために、供給量が減少しており、品薄になったり、価格が高騰したりしている原材料がある。(製造業)
- 労働力、特に技術者が不足しているため、大手メーカーを定年退職した者を中心に技術者を確保している。(製造業)

(無理な発注への対応)

- 下請事業者が無理なものは無理と言える雰囲気になってきており、取引慣行が変わってきていると感じる。(製造業)
- めっき加工は、製品の最終工程に近い前工程の遅れなどにより短納期発注になることが多いが、増加したコストが価格に反映されない。(製造業)
- ソフトウェア業界の労働力不足を発注者に理解してもらっていること、また、発注前に十分に仕様等を詰めていることから無理な発注はない。(情報通信業)
- 季節性のある商品で納期が決まっている場合、発注が遅れると短納期となるが、その場合は、短納期であることを反映した取引価格とするか、納期を延長するかの交渉を行っている。(製造業)

(長時間労働につながる取引先の商慣行等)

- 映像制作業は、1日当たりの単価で契約しているため、内容が変更され、撮影に追加で何時間かかろうが支払われる金額は変わらず、適正なコスト負担がされていない。(情報通信業)
- 運送業者が最終集荷時間を早めている一方、取引先の納期は変わらないため、納期に間に合うように運んでもらえるよう前倒しで対応していることから、残業が増えている。(製造業)
- 小売業者は正月も営業していることから、注文に対応するために正月も工場を開けなければならない。(製造業)
- 荷主指定の時間に集荷に行っても、すぐに荷物を受け取れず、待たされることがあるが、待機時間は対価に反映されない。(運輸業)

(その他)

- 小売店で販売する商品のデータ登録の際、食品の安全管理の観点から、製造のノウハウに関するような詳細な情報も登録しなければならなくなっている。(製造業)
- 印刷物のデザイン等を取引先に無断転用されることがあるため、デザイン等の権利を契約書に盛り込みたいと考えているが、継続的に取引することを考えると難しい。取引先に印刷物のデジタルデータを納品する場合は、自社で印刷したり内容を改変したりできないよう、ファイルの解像度を下げたり、プロテクトをかけてりしている。(製造業、サービス業)
- 発荷主との契約は「軒先渡し」であるが、着荷主から契約外の付帯作業を要求されることがある。発荷主との契約内容を説明しても着荷主に理解してもらえないことがある。(運輸業)

2 公正取引委員会への意見・要望等

- デジタル・プラットフォーマーが優越的な地位を利用して、不当な取引条件を取引先に要求してくるケースが考えられることから、公正取引委員会には取引実態の調査や違反行為の摘発に今後も注力してもらいたい。(情報通信業)
- 現在、働き方改革が進められているが、今後、働き方改革のしわ寄せが下請事業者には及ばないように監視をしていただきたい。(卸売業)

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

1 調査票の発送数及び回答者数

調査対象事業者	発送数 (A)	回答数 (B) (B/A)
荷主	30,000 名	17,031 名 (56.8%)
物流事業者	40,000 名	20,094 名 (50.2%)

2 取引内容の検証・改善を求めた荷主数

書面調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた 571 名の荷主に対し、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成 31 年 3 月）。

3 取引内容の検証・改善を求めた荷主の業種別内訳

業種	取引内容の検証・改善を求めた荷主数	合計に占める割合
製造業	272 名	48.1%
卸売業	111 名	19.6%
建設業	53 名	9.4%
農業、林業、漁業	37 名	6.5%
小売業	32 名	5.7%
物流業	11 名	1.9%
情報通信業	7 名	1.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	2 名	0.4%
鉱業、採石業、砂利採取業	2 名	0.4%
その他	39 名	6.9%
合計（注）	566 名	100%

（注）取引内容の検証・改善を求めた荷主 571 名のうち、業種について回答のあった 566 名の内訳。

4 取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別内訳

行為類型	取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別の件数	合計に占める割合
代金の支払遅延	222 件	34.8%
代金の減額	131 件	20.5%
発注内容の変更	126 件	19.7%
割引困難な手形の交付	66 件	10.3%
買ったたき	50 件	7.8%
物品等の購入・利用の強制	23 件	3.6%
経済上の利益の提供要請	13 件	2.0%
要求拒否に対する報復措置	7 件	1.1%
合計（注）	638 件	100%

（注）複数の行為類型で取引内容の検証・改善を求めた荷主が存在するため、合計は上記 2 の荷主数 571 名とは一致しない。

警備業務の取引に関する実態調査について

1 実態調査の概要

- ・ 警備業者 1,000 名に調査票を発送し、459 名が回答（回収率約 46%）
- ・ 取引額上位 3 名との取引内容等について調査

2 回答者の概要

- ・ 回答者（459 名）の 80%超が、資本金額が 5000 万円以下又は従業員数が 99 人以下の事業者であった。

3 取引額上位 3 名との取引

- ・ 回答者（459 名）のうち、優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を受けたことがある事業者は 52 名（約 11%）であり、52 名の資本金額は全て 5000 万円以下であった。
- ・ 52 名に対して優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為をした取引先は 91 名であり、91 名のうち約 70%が建設業者であった。

4 優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為

- ・ 優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為は、不当な給付内容の変更（取引先 45 名）、不当な経済上の利益の提供要請（取引先 23 名）の順に多かった。

<具体的事例>

（１）不当な給付内容の変更

- ・ 雨天により工事が中止された際、当日朝に電話で中止が連絡されるだけで、規定のキャンセル料が支払われなかったことがある。
- ・ 当日になって、「工事現場の職人が手配できていない」や「機材が届いていない」という理由で発注が一部キャンセルされたことから、予定していた警備員を他の現場に行かせたが、それに要した交通費が支払われなかったことがある。

（２）不当な経済上の利益の提供要請

- ・ 「事故防止費」や「安全協力費」という名目で、毎月の取引額の 0.5%の負担を要請され、応じたことがある。
- ・ 催事の際に、請け負っている敷地内の警備に影響が出ないように、人員を増やして、敷地外の沿道の人たちの整理・誘導（契約外の業務）を行ったことがある。

（３）取引の対価の一方的決定

- ・ 見積書を提出した後に、「3%引いてほしい」と言われ、最終的には5%引いて契約したことがある。その際、取引先から引下げの根拠は示されなかった。

（４）減額

- ・ 発注時に取り決めた 1 日当たりの単価について、業務が完了した後に、端数分（500 円）を引き下げるよう要請され、応じたことがある。

(5) 支払遅延

- ・ 「請求書が届いていない」といった取引先の事務処理ミスや、まだ工事が完了していないことを理由に、定められた支払期日（毎月末日締、翌月末日支払）から1か月遅れて代金が支払われたことがある。

(6) 購入・利用の要請

- ・ 取引先の関連会社が販売するクリスマスケーキを複数購入するよう要請され、応じたことがある。

※ このほか、発注時に取引条件が記載された書面が交付されない、又は、必要な事項が記載されていない書面が交付された、といった事例がみられた。

5 取引を継続する理由

- ・ 優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を受けているにもかかわらず、取引を継続する理由としては、①取引額が大きく取引を継続しなければ売上げが大幅に減少するため（43件）、②取引の継続が信用確保につながるため（32件）、③取引先のシェアが大きく有力な事業者のため（23件）の順に多かった。

6 調査結果を踏まえた対応

- ・ 建設業者の関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、業界における違反行為の未然防止及び取引の公正化に向けた自主的な取組を要請
- ・ 警備業務の取引における問題となり得る行為の実態解明に努めるとともに、違反行為に接した場合には、迅速、厳正に対処

(参照)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/may/190529keibi.html>

下請法違反勧告事件一覧（平成 26 年 4 月 1 日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
26- 1	(株)森創	製造 情報	H26.6.27	減額(値引き)	69	48,067,400		
26- 2	(株)ヒマラヤ	製造	H26.6.27	減額(値引き) 返品	45	19,695,336	2	83,890,601
26- 3	(株)サンリブ	製造	H26.6.30	減額(リベート等)	25	65,081,058		
26- 4	(株)大創産業	製造	H26.7.15	返品(上段) 買いたたき(下段)			62	139,157,024
							2	6,578,897
26- 5	北雄ラッキー(株)	製造	H26.8.20	減額(リベート等)	20	16,956,919		
26- 6	(株)マルショク	製造	H26.8.28	減額(リベート等)	24	29,814,207		
26- 7	(株)エスケイジャパン	製造	H27.3.31	減額(歩引き)	37	21,035,449		
27- 1	(株)アマガサ【措置請求】	製造	H27.4.10	減額(支払割引)	21	65,142,852		
27- 2	ゼビオ(株)	製造	H27.7.31	減額(値引き、遡及適用) 返品	9	13,208,977	4	38,283,097
27- 3	ミヤコ(株)	製造	H27.10.23	減額(セール協賛金値引き、リベート等)	14	21,743,475		
27- 4	(株)大地を守る会	製造	H28.3.25	減額(基本販売協力奨励金、追加販売協力奨励金)	39	14,855,991		
28- 1	(株)日本セレモニー	役務 情報	H28.6.14	購入強制(おせち料理等)			144	33,021,500
28- 2	(株)ファミリーマート	製造	H28.8.25	減額(開店時販促費、カラー写真台帳制作費、 売価引き)	20	約650,000,000		
28- 3	(株)シジシージャパン	製造	H28.9.27	減額(分荷・荷捌手数料、達成リベート等) 不当な経済上の利益の提供要請(特別販促 金、デザイン費等)	23	47,165,685	25	17,488,932
28- 4	(株)JFRオンライン	製造	H28.11.11	減額(買先負担額、媒体製作費協賛金) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品リユ ース代)(下段)	9	9,230,944	13	333,130,138
							13	390,132
28- 5	(株)ユーシン	製造	H28.11.16	減額(特別費用等)	41	142,682,625		
28- 6	(株)農協観光	役務	H28.11.25	減額(奨励金等)	13	11,633,936		
28- 7	(株)ニッド	製造	H29.2.23	減額(展示会協賛金、プラスワン登録料等)	28	約115,570,000		
28- 8	(株)ブレナス	製造	H29.3.2	減額(半期協賛金、ディスカウントキャンペーン 協賛金) 返品	6	31,608,872	4	2,519,315
28- 9	(株)あらた	製造	H29.3.7	減額(現金引、基本取引条件、無返品分担金 等)	10	15,016,075		
28- 10	(株)井筒授与品店	製造	H29.3.16	減額(歩引き)	40	17,881,006		
28- 11	アトムリビンテック(株)	製造	H29.3.22	減額(金利相当額、協賛金、歩引き)	39	47,703,052		
29- 1	(株)久世	製造	H29.4.27	減額(特別条件、年間リベート等)	52	50,439,920		
29- 2	山崎製パン(株)【措置請求】	製造	H29.5.10	減額(ペンダー協賛金、箸・フォーク代等)	10	46,224,401		
29- 3	寿屋フロンテ(株)	製造	H29.6.23	減額(原低、遡及適用)	8	18,705,174		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
29- 4	タカタ(株)	製造	H29.7.18	減額(一時金, 遡及適用)	64	249,769,538		
29- 5	㈱セブン-イレブン・ジャパン	製造	H29.7.21	減額(商品案内作成代, 新店協賛金)	76	227,461,172		
29- 6	㈱伊藤園	製造	H30.2.5	減額(特別協力金等)	2	118,801,404		
29- 7	サトープリンティング(株)	製造	H30.3.26	減額(生産システム利用料, ドットプリンタ保守料等)	39	98,815,194		
29- 8	DXアンテナ(株)	製造	H30.3.29	減額(遡及適用)	1	12,542,830		
29- 9	㈱大冷	製造	H30.3.30	減額(品質管理指導料等)	43	約469,850,000		
30- 1	マル厨工業(株)	製造	H30.4.26	減額(事務手数料及び金利, 協賛割戻金等)	20	16,806,142		
30- 2	小野建(株)	製造	H30.6.15	減額(割引利息等)	1,368	36,414,345		
30- 3	全日本食品(株)	製造	H30.8.29	減額(年契基本, 発注オンライン料, 販促 スポット条件, 決算協力金・販売奨励金等)	21	12,902,475		
30- 4	磯川産業(株)	製造	H30.10.17	減額(金利相当額, 仕入値引等)	33	11,131,440		
30- 5	㈱サンリオ	製造	H30.12.12	返品(上段)			14	11,178,161 (注4)
				不当な経済上の利益の提供要請(下段)			175	6,926,770 (注4)
30- 6	アイア(株)	製造	H31.1.23	減額(縫製会費等, 歩引き)	53	10,573,048		
30- 7	㈱柿安本店	製造	H31.2.21	減額(販売協力金)	5	15,158,869		

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注4)米ドルによる返品、利益提供要請金額を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。

実体規定違反行為類型別件数の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

1 下請代金の支払遅延

[単位：件，（％）]

	情報サービス業	機械器具卸売業	道路貨物運送業	生産用機械器具製造業	金属製品製造業	技術サービス業	映像・音声・文字情報制作業	印刷・同関連業	その他の事業サービス業	専門サービス業	その他	合計
平成30年度	447 (13.3)	307 (9.1)	263 (7.8)	230 (6.8)	226 (6.7)	104 (3.1)	80 (2.4)	74 (2.2)	73 (2.2)	73 (2.2)	1,567 (46.5)	3,371 (100)
平成29年度	273 (8.7)	169 (5.4)	130 (4.2)	185 (5.9)	144 (4.6)	129 (4.1)	70 (2.2)	78 (2.5)	113 (3.6)	88 (2.8)	1,838 (58.7)	3,129 (100)
平成28年度	302 (8.9)	201 (6.0)	132 (3.9)	176 (5.2)	160 (4.7)	154 (4.6)	71 (2.1)	100 (3.0)	133 (3.9)	78 (2.3)	1,946 (57.7)	3,375 (100)

(注1) 業種は、平成30年度における違反件数の多い順に左から並べている。したがって、平成28、29年度においては、必ずしも当該年度における違反件数の多い上位10業種とはなっていない。以下同じ。

(注2) 「その他」は、平成30年度における上位10業種以外の業種の合計である。以下同じ。

2 買ったたき

[単位：件，（％）]

	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	道路貨物運送業	機械器具卸売業	輸送用機械器具製造業	その他の卸売業	繊維工業	印刷・同関連業	情報サービス業	はん用機械器具製造業	その他	合計
平成30年度	186 (12.5)	145 (9.8)	128 (8.6)	118 (7.9)	78 (5.2)	49 (3.3)	48 (3.2)	42 (2.8)	38 (2.6)	36 (2.4)	619 (41.6)	1,487 (100)
平成29年度	109 (9.2)	104 (8.8)	44 (3.7)	64 (5.4)	29 (2.5)	43 (3.6)	40 (3.4)	35 (3.0)	34 (2.9)	32 (2.7)	645 (54.7)	1,179 (100)
平成28年度	85 (7.4)	79 (6.9)	60 (5.2)	64 (5.6)	34 (3.0)	41 (3.6)	49 (4.3)	38 (3.3)	25 (2.2)	23 (2.0)	645 (56.4)	1,143 (100)

3 下請代金の減額

[単位：件，（％）]

	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	道路貨物運送業	機械器具卸売業	情報サービス業	建築材料、 珪物・金属材料等卸売業	印刷・同関連業	輸送用機械器具製造業	その他の卸売業	はん用機械器具製造業	その他	合計
平成30年度	82 (9.8)	72 (8.6)	70 (8.4)	60 (7.2)	35 (4.2)	32 (3.8)	29 (3.5)	29 (3.5)	26 (3.1)	22 (2.6)	377 (45.2)	834 (100)
平成29年度	40 (6.5)	37 (6.1)	32 (5.2)	35 (5.7)	13 (2.1)	24 (3.9)	11 (1.8)	10 (1.6)	22 (3.6)	8 (1.3)	379 (62.0)	611 (100)
平成28年度	29 (5.9)	25 (5.1)	19 (3.9)	25 (5.1)	7 (1.4)	19 (3.9)	14 (2.9)	9 (1.8)	31 (6.3)	12 (2.5)	299 (61.1)	489 (100)

4 割引困難な手形の交付

[単位：件，（％）]

	生産用機械器具製造業	金属製品製造業	機械器具卸売業	はん用機械器具製造業	電気機械器具製造業	繊維・衣服等卸売業	建築材料、 珪物・金属材料等卸売業	輸送用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	繊維工業	その他	合計
平成30年度	67 (17.9)	65 (17.4)	48 (12.8)	26 (7.0)	13 (3.5)	13 (3.5)	11 (2.9)	10 (2.7)	8 (2.1)	8 (2.1)	105 (28.1)	374 (100)
平成29年度	55 (17.0)	37 (11.4)	18 (5.6)	11 (3.4)	31 (9.6)	5 (1.5)	13 (4.0)	11 (3.4)	13 (4.0)	7 (2.2)	123 (38.0)	324 (100)
平成28年度	50 (13.7)	38 (10.4)	20 (5.5)	24 (6.6)	21 (5.8)	14 (3.8)	19 (5.2)	13 (3.6)	13 (3.6)	14 (3.8)	139 (38.1)	365 (100)

5 不当な経済上の利益の提供要請

[単位：件，（％）]

	金属製品製造業	機械器具卸売業	生産用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	輸送用機械器具製造業	道路貨物運送業	電気機械器具製造業	その他の卸売業	パルプ・紙・紙加工品製造業	はん用機械器具製造業	その他	合計
平成30年度	38 (10.9)	32 (9.2)	26 (7.5)	15 (4.3)	15 (4.3)	15 (4.3)	14 (4.0)	13 (3.7)	13 (3.7)	13 (3.7)	167 (48.0)	348 (100)
平成29年度	23 (8.8)	19 (7.3)	19 (7.3)	16 (6.1)	9 (3.4)	3 (1.1)	8 (3.1)	19 (7.3)	6 (2.3)	4 (1.5)	139 (53.3)	261 (100)
平成28年度	16 (7.7)	9 (4.3)	17 (8.2)	7 (3.4)	5 (2.4)	6 (2.9)	11 (5.3)	12 (5.8)	2 (1.0)	8 (3.8)	123 (59.1)	208 (100)

6 不当な給付内容の変更・やり直し

[単位：件，（％）]

	機械器具 卸売業	金属製品 製造業	情報サービ ス業	印刷・ 同関連業	建築材料、 鉱物・金属 材料等卸 売業	生産用機 械器具製 造業	専門サービ ス業	その他の製 造業	道路貨物 運送業	その他の卸 売業	その他	合計
平成30年度	15 (11.4)	11 (8.3)	10 (7.6)	6 (4.5)	5 (3.8)	5 (3.8)	5 (3.8)	5 (3.8)	4 (3.0)	4 (3.0)	62 (47.0)	132 (100)
平成29年度	2 (4.4)	4 (8.9)	0 (0.0)	2 (4.4)	2 (4.4)	1 (2.2)	1 (2.2)	0 (0.0)	3 (6.7)	2 (4.4)	28 (62.2)	45 (100)
平成28年度	5 (10.2)	2 (4.1)	1 (2.0)	3 (6.1)	1 (2.0)	5 (10.2)	0 (0.0)	1 (2.0)	2 (4.1)	1 (2.0)	28 (57.1)	49 (100)

7 有償支給原材料等の対価の早期決済

[単位：件，（％）]

	金属製品 製造業	機械器具 卸売業	生産用機 械器具製 造業	建築材料、 鉱物・金属 材料等卸 売業	輸送用機 械器具製 造業	プラスチック 製品製造 業	繊維・衣服 等卸売業	化学工業	その他の卸 売業	食料品製 造業	その他	合計
平成30年度	13 (11.5)	11 (9.7)	11 (9.7)	8 (7.1)	7 (6.2)	5 (4.4)	5 (4.4)	4 (3.5)	4 (3.5)	4 (3.5)	41 (36.3)	113 (100)
平成29年度	4 (4.3)	7 (7.6)	3 (3.3)	7 (7.6)	6 (6.5)	5 (5.4)	2 (2.2)	5 (5.4)	4 (4.3)	3 (3.3)	46 (50.0)	92 (100)
平成28年度	6 (10.2)	9 (15.3)	2 (3.4)	7 (11.9)	2 (3.4)	1 (1.7)	1 (1.7)	1 (1.7)	4 (6.8)	2 (3.4)	24 (40.7)	59 (100)

8 購入・利用強制

[単位：件，（％）]

	機械器具 卸売業	道路貨物 運送業	生産用機 械器具製 造業	情報サービ ス業	その他の 卸売業	食料品製 造業	協同組合	技術サービ ス業	建築材料、 鉱物・金属 材料等卸 売業	金属製品 製造業	その他	合計
平成30年度	10 (11.1)	9 (10.0)	5 (5.6)	4 (4.4)	4 (4.4)	3 (3.3)	3 (3.3)	3 (3.3)	3 (3.3)	3 (3.3)	43 (47.8)	90 (100)
平成29年度	9 (9.6)	4 (4.3)	1 (1.1)	5 (5.3)	5 (5.3)	6 (6.4)	4 (4.3)	3 (3.2)	2 (2.1)	2 (2.1)	53 (56.4)	94 (100)
平成28年度	8 (10.3)	6 (7.7)	3 (3.8)	4 (5.1)	3 (3.8)	2 (2.6)	0 (0.0)	1 (1.3)	6 (7.7)	4 (5.1)	41 (52.6)	78 (100)

9 受領拒否

[単位：件，（％）]

	金属製品 製造業	その他の卸 売業	機械器具 卸売業	生産用機 械器具製 造業	情報サービ ス業	繊維・衣服 等卸売業	パルプ・紙・ 紙加工品 製造業	印刷・同関 連業	専門サービ ス業	各種商品 卸売業	その他	合計
平成30年度	6 (13.0)	3 (6.5)	3 (6.5)	3 (6.5)	3 (6.5)	2 (4.3)	2 (4.3)	2 (4.3)	2 (4.3)	2 (4.3)	18 (39.1)	46 (100)
平成29年度	0 (0.0)	2 (8.7)	1 (4.3)	1 (4.3)	0 (0.0)	1 (4.3)	1 (4.3)	1 (4.3)	1 (4.3)	0 (0.0)	15 (65.2)	23 (100)
平成28年度	2 (5.9)	0 (0.0)	4 (11.8)	3 (8.8)	1 (2.9)	3 (8.8)	2 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	18 (52.9)	34 (100)

10 返品

[単位：件，（％）]

	機械器具 卸売業	業務用機 械器具製 造業	技術サービ ス業	その他の卸 売業	食料品製 造業	生産用機 械器具製 造業	金属製品 製造業	協同組合	パルプ・紙・ 紙加工品 製造業	繊維・衣服 等卸売業	その他	合計
平成30年度	2 (10.5)	2 (10.5)	2 (10.5)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	6 (31.6)	19 (100)
平成29年度	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	12 (60.0)	20 (100)
平成28年度	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (13.3)	2 (13.3)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	8 (53.3)	15 (100)